

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第30号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大高瀬木南地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画大高瀬木南地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
---------------	--

別表第2 太閤地区整備計画区域の項中

西地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	容積率の最	10分の7

	低限度	
	建ぺい率の 最高限度	10分の6
	敷地面積の 最低限度	500平方メートル
	壁面の位置 の制限	<p>1 外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は3メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 軒の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内であること。</p> <p>2 外壁等の面から地区施設（通り抜け通路に限る。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。</p>
	高さの最高 限度	建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離（高さが15メートルを超える部分を有する建築物にあつては、その部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたもの）に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えた数値
東第 1地 区	用途の制限	<p>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>2 カラオケボックスその他これに類するもの</p>
	建ぺい率の 最高限度	10分の6
	敷地面積の	500平方メートル

を

最低限度	
壁面の位置の制限	外壁等の面から都市計画道路3・3・14樺町線の中心線までの距離は18メートル以上であること。

西第1地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	容積率の最低限度	10分の7
	建蔽率の最高限度	10分の6
	敷地面積の最低限度	500平方メートル
	壁面の位置の制限	1 外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は3メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 (2) 軒の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内であること。 2 外壁等の面から地区施設（通り抜け通路に限る。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。
	高さの最高限度	建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離（高さが15メートルを超える部分を有する建築物にあつては、その部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに相当す

に改め、

		る距離を加えたもの) に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えた数値
東第1地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	建蔽率の最高限度	10分の6
	敷地面積の最低限度	500平方メートル
東第3地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、都市計画道路3・3・14椿町線から30メートル以内の地域については、10分の8とする。
	敷地面積の最低限度	130平方メートル
	高さの最高限度	20メートル

同表名西二丁目地区整備計画区域の項中

「1 外壁等の面から都市計画道路3・5・106北押切堀端線の境界線及び地区施設（区画道路に限る。）の境界線までの距離は3メートル以上であることを。」

「1 外壁等の面から名古屋市道名西二丁目第1号線の境界線及び地区施設（区画道路に限る。）の境界線までの距離は3メートル以上であること（名に改め、同表に次のよ

古屋市道名西二丁目第1号線以北の地域に限
る。)

うに加える。

大高瀬木 南地区整 備計画区 域	全域	敷地面積の	130平方メートル
		最低限度	
		壁面の位置 の制限	<p>外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>
	緑化率の最 低限度	10分の1	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。